

長久手市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 長久手市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金(以下「補助金」という。)は、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、特殊詐欺対策電話機等(以下「電話機等」という。)の購入に要する費用の一部を補助することにより、特殊詐欺対策電話機等の普及を促進し、高齢者の特殊詐欺被害の未然防止を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において電話機等とは、次の各号のいずれかの装置又は電話機をいう。

- (1) 通話録音装置 固定電話に取付け、通話内容を録音する機器で、電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える機能を有する機器をいう。
- (2) 着信拒否装置 固定電話に取付け、管理サーバーに登録された迷惑電話を発信する電話番号からの着信を自動で判別し、着信を拒否又は通知する機能を有する機器をいう。
- (3) 通話録音装置の機能又は着信拒否装置の機能を内蔵する固定電話機

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81条)により記録されている者で、当該年度に満65歳以上となる者
- (2) 電話機等を自ら居住する市内の住宅に設置することとし、転売等を目的としない者
- (3) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない者
- (4) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者が世帯の構成員でない者
- (5) 長久手市暴力団排除条例(平成24年長久手市条例第27号)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでない者

(6) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていない者
(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、電話機等の購入に要する費用（電話機等の設置費を除く。）で、1世帯につき電話機等1台までとする。
(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、5,000円を上限とする。

2 前項に規定する額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(交付の申請及び実績報告)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、電話機等を購入した後、長久手市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付申請書兼実績報告書（以下「交付申請書」という。）（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 電話機等の購入に要した費用の支払い手続きが完了したことを証する書類（領収書等の写し）
- (2) 設置費等を含む場合、内訳がわかる明細書（該当者のみ）
- (3) カatalog等、電話機等の機能が確認できるもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請書の提出期限は、電話機等を購入した日の属する年度の3月末日とする。

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、長久手市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金交付決定兼確定通知書（以下「確定通知書」という。）（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 申請者は、前条の規定による確定通知書を受領した日から起算して10日以内に長久手市特殊詐欺対策電話機等購入費補助金請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

(財産の処分の制限)

第10条 補助事業により取得した電話機等については、購入の日から3年間は市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長の承認を受けて電話機等を処分したことにより収入があったときは、市長は、その収入額の全部又は一部を市に納付させることができる。

(検査等)

第11条 市長は、交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）に対し、補助金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、検査し、又は指示することができる。

2 交付決定者は、前項の規定により報告を求められた場合又は指示があった場合は、速やかに市長の求めに応じなければならない。

(危険負担等)

第12条 補助事業により取得した電話機等の設置の際の作業者の瑕疵及び当該設置後に生じた特殊詐欺等による損害について、市はその責を負わない。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部若しくはその一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 第4条及び第5条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。

(2) 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の返還を決定したときは、補助金の返還を請求するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年３月３１日から施行する。